

平成十五年国土交通省令第百七号

独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十五条及び独立行政法人の組織・運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他国土交通大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第二条 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下同じ。）は、監事の職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない。

1 機構の役員及び職員
2 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容
二 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうかについての意見

三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日
（監査の対象となる書類）

第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号。以下「騒防法」という。）及び空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）
第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 騒防法第二十八条第一項第一号に規定する緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡に関する事項
二 騒防法第二十八条第一項第二号に規定する土地の造成、管理及び譲渡に関する事項

四 騒防法第二十八条第一項第三号に規定する助成に関する事項
五 騒防法第二十八条第一項第四号に規定する損失の補償及び土地の買入れに関する事務に関する事項
六 騒防法第二十八条第一項第五号に規定する附帯する業務に関する事項
七 業務の委託に関する基準
八 競争入札その他の契約に関する事項
九 その他業務の執行に関する必要な事項
（中期計画の認可申請等）

第五条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（機構の成立後最初の中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
（中期計画の記載事項）
第六条 機構に係る通則法第三十条第一項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。ただし、機構の成立後最初の中期計画に係る当該事項については、第一号及び第三号に掲げるものとする。

2 人事に関する計画
二 騒防法第二十九条第一項に規定する積立金の使途
三 その他当該中期目標を達成するために必要な事項
（年度計画の記載事項等）

第七条 機構に係る通則法第三十二条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関する事項は、第一号及び第三号に掲げるものとする。

2 機構は、通則法第三十二条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）
第八条 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

2 事業年度における業務の一実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書
（イ 中期計画及び年度計画の実施状況
ロ 当該事業年度における業務運営の状況
ハ 当該業務の実績に係る指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間に係る当該指標の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）
ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）
ニ 每年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報）

ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

- ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2 機構は、前項に規定する報告書を国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(会計の原則)

第九条 機構の会計については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(収益の獲得が予定されない償却資産)

第十条 國土交通大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができます。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第十一条 國土交通大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができます。

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第十二条 國土交通大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができます。

(財務諸表)

第十三条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に掲げる行政コスト計算書・純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。
(事業報告書の作成)

第十四条 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構の目的及び業務内容
二 国の政策における機構の位置付け及び役割
三 中期目標の概要
四 理事長の理念並びに運営の方針及び戦略
五 中期計画及び年度計画の概要
六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
八 業績の適正な評価に資する情報
九 業務の成果及び当該業務に要した資源
十 予算及び決算の概要
十一 財務諸表の要約

十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 機構に関する基礎的な情報

(財務諸表の閲覧期間)

第十五条 機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(会計監査報告の作成)

第十六条 通則法第三十九条第一項後段の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 機構の役員及び職員

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他的一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他的一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見がある場合は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分を除く。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報 六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日

八 前各号に掲げるもののほか、他の事項のうち、会計監査人の判断に関する説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

九 重要なものについては、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

（短期借入金の認可の申請）
第十七条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

二 借入れを必要とする理由

三 借入金の額

四 借入金の利率

五 利息の支払いの方法及び期限

六 その他必要な事項

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十八条 機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 催告に係る不要財産の内容

二 不要財産であると認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日ににおけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合には、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）

五 催告の内容

六 不要財産により払戻しをする場合には、不要財産の評価額

七 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合には、不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八 前号の場合における譲渡の方法

九 第七号の場合における譲渡の予定期

十 その他必要な事項

第十九条 国土交通大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。

一 通則法第四十六条の三第一項の規定により当該不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分

二 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

三 機構は、通則法第四十六条の三第一項の中期計画において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条各号に掲げる事項を国土交通大臣に通知しなければならない。

二 国土交通大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）
第二十条 機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により催告しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により提供しなければならない。

一 催告に係る不要財産の内容

- 二 通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨
- 三 通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方によるかの別
- (イ) 不要財産により払戻しをすること
- (ロ) 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しを行うこと
- (ハ) 払戻しを行う予定時期
- 四 払戻しを行ったときの見込み額
- 五 第三号口の方法による払戻しの場合における払戻しの見込み額
- 六 前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が同項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。
- (民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等)
- 七 第二十一条 機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出するものとする。
- 一 当該不要財産の内容
- 二 譲渡によって得られた収入の額
- 三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
- 四 譲渡した時期
- 五 通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額
- 六 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
- 七 第二十二条 国土交通大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額(当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合には、当該算定した金額及び通則法第四十六条の三第三項の規定により当該持分のうち国土交通大臣が定める額の持分)を機構に通知するものとする。
- 八 機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分(当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により通知された額の持分)を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。
- (資本金の減少の報告)
- 九 第二十三条 機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。
- (内部組織)
- 十 第二十四条 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として国土交通大臣が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。)が離職前五年間に在職していたものとする。
- 十一 直近七年間に存し、又は存していった理事長の直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。)として国土交通大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職したもののが行つていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織)が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。(管理又は監督の地位)

- 十一 この省令は、公布の日から施行する。
- 十二 (区分経理に関する経過措置)
- 十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第二十号。以下「設置管理法施行規則」という。)附則第十二条の規定による改正後の独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第二十三条の規定は、設置管理法施
- 二 第二十七条 機構の経理は、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分して行うものとする。
- 一 騒防法第二十八条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 二 騒防法第二十八条第一項第一号に掲げる業務のうち周辺整備空港の設置者又は地方公共団体の委託により行う業務並びに同項第四号及び同条第二項に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 その他の業務
- (積立金の処分に係る申請の添付書類)
- 四 第二十八条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(以下「令」という。)第二十一条第一項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。
- 一 令第二十一条第一項の期間最後の事業年度(以下単に「期間最後の事業年度」という。)の事業年度末の貸借対照表
- 二 期間最後の事業年度の損益計算書
- 三 期間最後の事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類
- 四 承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類(不動産登記規則の準用)
- 五 第二十九条 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第四十三条第一項第四号(第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。)、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号並びに第百八十二条第二項の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。
- 附 則
- 一 (施行期日)

行規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る経理の区分について適用し、同日前に開始した事業年度に係る経理の区分については、なお従前の例による。

(新関西国際空港株式会社の成立の時ににおける会計処理)

3 年法律第五十四号)附則第五条第六項の規定により機構が行う株式の引受け、同条第九項の規定により機構が行う出資、同条第十一項の規定により機構が行う株式の政府への無償譲渡、同法附則第六条第三項の規定により新関西国際空港株式会社が行う機構の権利及び義務の承継並びに同条第六項の規定による機構の資本金の減少に係る機構の資本取引及び損益取引は、同法の施行の日ににおいて行われるものとし、当該損益取引は、機構の損益計算には含まれないものとする。

(附則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令の一部改正に伴つ経過措置)
第十一条 不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号の規定については、独立行政法人空港周辺整備機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

附則 (平成二二年一一月二六日国土交通省令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

附則 (平成二七年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。

附則 (平成二七年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(中期目標管理法人となる独立行政法人の業務実績等報告書に係る経過措置)

第二条 改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度における業務の実績(当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績(当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の通則法(以下「旧通則法」という。)と、「第二十九条第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果(当該項目が通則法」とあるのは「結果(当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績(当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績(当該項目が旧通則法」とする。

附則 (平成二二年一一月二六日国土交通省令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年六月二七日国土交通省令第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年三月二九日国土交通省令第一七号) 抄

(施行期日)

(事業報告書の作成に係る経過措置)
第四条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

二 国立研究開発法人建築研究所に関する省令第十五条第三項

三 独立行政法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令(平成十三年国土交通省令第四十四号)第九条第三項

四 独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令第十五条第三項

五 独立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令第十五条第三項

六 独立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令第十五条第三項

七 独立行政法人電子航法研究所に関する省令第十四条第三項

八 独立行政法人海技教育機構に関する省令第十四条第三項

九 独立行政法人航空大学校に関する省令第十四条第三項

十 自動車検査独立行政法人に関する省令第十四条第三項

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第十三条の二第三項

十二 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第十四条第三項

十三 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令(平成十五年国土交通省令第百四号)第十二条第三項

十四 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項

十五 独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第十四条第三項

十六 独立行政法人都市再生機構に関する省令第十二条の二第三項

十七 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第十二条の二第三項

十八 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項

十九 独立行政法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令(平成十三年国土交通省令第四十四号)第九条第三項

二十 独立行政法人電子航法研究所に関する省令第十四条第三項

二十一 独立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令第十五条第三項

二十二 独立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令第十五条第三項

二十三 独立行政法人電子航法研究所に関する省令第十四条第三項

二十四 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項

二十五 独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第十四条第三項

二十六 独立行政法人都市再生機構に関する省令第十二条の二第三項

二十七 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第十二条の二第三項

二十八 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第十四条第三項

二十九 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令(平成十五年国土交通省令第百四号)第十二条第三項

三十 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項

三十一 独立行政法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令(平成十三年国土交通省令第四十四号)第九条第三項

三十二 独立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令第十五条第三項

三十三 独立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令第十五条第三項

三十四 独立行政法人電子航法研究所に関する省令第十四条第三項

三十五 独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第十四条第三項

三十六 独立行政法人都市再生機構に関する省令第十二条の二第三項

三十七 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第十二条の二第三項

三十八 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第十四条第三項

三十九 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令(平成十五年国土交通省令第百四号)第十二条第三項

四十 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項

四十一 独立行政法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令(平成十三年国土交通省令第四十四号)第九条第三項

四十二 独立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令第十五条第三項

四十三 独立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令第十五条第三項

四十四 独立行政法人電子航法研究所に関する省令第十四条第三項

四十五 独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第十四条第三項

四十六 独立行政法人都市再生機構に関する省令第十二条の二第三項

四十七 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第十二条の二第三項

四十八 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第十四条第三項

四十九 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令(平成十五年国土交通省令第百四号)第十二条第三項

五十 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項

五十一 独立行政法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令(平成十三年国土交通省令第四十四号)第九条第三項

五十二 独立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令第十五条第三項

五十三 独立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令第十五条第三項

五十四 独立行政法人電子航法研究所に関する省令第十四条第三項

五十五 独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第十四条第三項

五十六 独立行政法人都市再生機構に関する省令第十二条の二第三項

五十七 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第十二条の二第三項

五十八 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第十四条第三項